

業務において個人情報を取り扱う 全ての自治体職員必携の一冊！

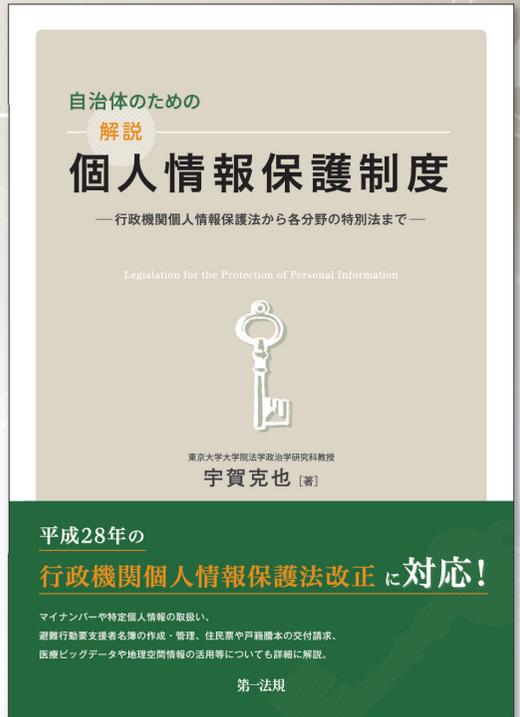
自治体のための

解説

個人情報保護制度

— 行政機関個人情報保護法から
各分野の特別法まで —

- 平成28年の改正によって導入された「行政機関非識別加工情報」の概要も含め、行政機関個人情報保護法の各規定を詳細に解説。
- 避難行動要支援者名簿の作成・管理、医療ビッグデータや地理空間情報の活用等、自治体の各課が携わる業務に関連する個人情報保護制度についても言及。



平成28年の

行政機関個人情報保護法改正 に対応！

マイナンバーや特定個人情報の取扱い、
避難行動要支援者名簿の作成・管理、住民票や戸籍原本の交付請求、
医療ビッグデータや地理空間情報の活用等についても詳細に解説。

第一法規

宇賀 克也 著

A5判・296頁 定価：本体2,800円+税

第5章

行政機関非識別加工情報の提供

1 行政機関非識別加工情報の作成及び提供等

平成28年法律第51号による本法改正により、行政機関非識別加工情報制度が導入された。行政機関の長は、行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る）を作成し、及び提供することができる（本法44条の2第1項）。行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、行政機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る）の目的外利用・提供を禁止される（同条2項）。【削除情報】とは、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号を意味する（同条3項）。

2 提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載

行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが、(i)個人情報ファイル簿が公表されていること、(ii)情報開示請求があれば少なくとも部分開示されること、(iii)行政運営に支障が生じないこと、のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、(ア)行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨、(イ)提案を受ける組織の名称及び所在地、(ウ)当該個人情報ファイルが行政機関情報公開法13条1項

個人情報を取り扱う自治体業務の中でも特に固有の配慮を要する8つの行政分野について、特別法や制度等の解説を取録。

第2部 個人情報保護に係る特別法

表2-1 特定個人情報の提供が認められる場合

主体	内容
個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務の処理に必要な限度で提供する場合
個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務の処理に必要な限度で提供する場合
本人又はその代理人	個人番号利用事務等実施者に提出する場合
地方公共団体情報システム機構	個人番号利用事務実施者に機密保持本人確認情報を提供する場合
委託等を行う者	特定個人情報の取扱いの委託又は事業承継に伴い提供する場合
市区町村長	住民票の記載、消滅又は記載の修正を行った場合に都道府県知事に本人確認情報を提供する場合など
情報提供者	情報提供ネットワークシステムを利用して提供する場合
条例事務関係情報提供者	番号（マイナンバー）法第2条の2の規定に基づく条例で個人番号を独自利用する事務を定めた場合であって、情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合
国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長	法律の規定に基づき国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合
地方公共団体の機関	条例で定めるところにより当該地方公共団体の他の機関に提供する場合
社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替機関等	社債等の発行者又は他の振替機関等に提供する場合
特定個人情報を取り扱う者	個人情報保護委員会に提供する場合
地方公共団体情報システム機構	総務大臣による調査に応じて提供する場合
特定個人情報を取り扱う者	議院審査等の公益上必要があるために提供される場合
特定個人情報を取り扱う者	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるときに提供される場合
特定個人情報を取り扱う者	個人情報保護委員会規則に基づき提供される場合

に応じて地方公共団体情報システム機構が提供する場合（13号）、議院審査等の公益上の必要があるために提供される場合（14号）、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるときに提供される場合（15号）、以上に準ずるものとして個人情報保護委員会規則に基づき提供される場合（16号）である。本法19条16号に該当する場合は、行政書士法13条の2第2



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第1部 行政機関個人情報保護法

第2部 個人情報保護に係る特別法

第1章 総則

第2章 行政機関における個人情報の取扱い

第3章 個人情報ファイル

第4章 開示、訂正及び利用停止

第5章 行政機関非識別加工情報の提供

第6章 雑則

第7章 罰則

第8章 個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・

独立行政法人等個人情報保護法の改正と

地方公共団体の対応

第1章 番号（マイナンバー）法

第2章 防災行政における個人情報の利用と保護

第3章 医療ビッグデータの利用と保護

第4章 住民基本台帳に係る個人情報保護

第5章 選挙人名簿抄本の閲覧制度

第6章 戸籍法における個人情報保護

第7章 地理空間情報に係る個人情報保護

第8章 統計情報

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

